



(号外) 内閣府 発行 (原稿作成 国立印刷局)

目次

(政 令)

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令(八〇)

(府 令)

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令(内閣府一七)

○児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令(同二八)
○公益認定等委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同二九)
○内閣府の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員的身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(同二〇)

○保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(同二一)
○不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令(同二二)
○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係内閣府令の整備に関する内閣府令(同二三)
○沖繩総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同二四)
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令(同二五)
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令(同二六)
○児童扶養手当法施行規則の一部を改正する内閣府令(同二七)
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(同二八)

(府令・省令)
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令(内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通二)
○認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・総務・法務・文科科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二)
○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令(内閣府・総務・文科科学二)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働二)
○漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・農林水産二)
○国土交通省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令(内閣府・国土交通一)
(デジタル庁令)
○内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関するデジタル庁令を廃止する庁令(デジタル庁二)
(デジタル庁令・省令)
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令(デジタル庁・総務二二)

(復興庁令)
○復興庁組織規則の一部を改正する庁令(復興庁一)
(省 令)
○特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令(カジノ管理委員会・国土交通一)
○地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令(総務三八)
○地方公務員等共済組合法施行規則及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(同三九)
○地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令(同四〇)
○総務省組織規則の一部を改正する省令(同四一)
○総務省定員規則の一部を改正する省令(同四二)
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令の一部を改正する省令(法務二二)
○不動産登記規則の一部を改正する省令(同二三)
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令(同二四)
(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらまし」は、八ページに掲載されています。

○(前のページより続き)
 ○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第二条第二号及び第三号の主務省令で定める分野を定める省令
 (法務・厚生労働二)

○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令
 (同三)

○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(財務一)
 ○債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令(同一二)

○民事訴訟費用等に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令(同一三)
 ○債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令(同一四)

○財務省組織規則の一部を改正する省令(同一五)
 ○日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
 (財務・農林水産一)

○独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令(文部科学一五)

○文部科学省組織規則の一部を改正する省令(同一六)
 ○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令(同一七)

○公認心理師法施行規則の一部を改正する省令(文部科学・厚生労働一)
 ○精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令(同一二)

○公認心理師法施行規則の一部を改正する省令(同一三)
 ○言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令(同四)

○学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令(厚生労働五一)
 ○高次脳機能障害者支援法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(同一二)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(同一三)

○全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(同一四)

○医療法施行規則及び独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する省令(同一五)
 ○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(同一六)

○労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令(同一七)
 ○高齢者の医療の確保に関する法律施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令(同一八)

○中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一九)

○職業安定法施行規則の一部を改正する省令(同一〇)
 ○令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一一)

○医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令(同一二)
 ○歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令(同一三)

○歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令の一部を改正する省令(同一四)
 ○歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令(同一五)

○厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止等に関する省令(同一六)
 ○厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(同一七)

○独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働・農林水産一)

○農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(農林水産二四)
 ○農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令(同一二五)
 ○農地法施行規則の一部を改正する省令(同一二六)

○農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一二七)

○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(同一二八)
 ○独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令(同一二九)
 ○農林水産省組織規則の一部を改正する省令(同一三〇)

○ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(同一三一)

○公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(農林水産・国土交通一)

○電気事業法施行規則等の一部を改正する省令(経済産業二七)
 ○特定系統整備準備引当金に関する省令(同一二八)

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同一二九)
 ○経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令(同一三〇)

○鉄道に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令(国土交通二一)

○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(同一二八)
 ○独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令(同一二九)
 ○農林水産省組織規則の一部を改正する省令(同一三〇)

○ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令及び堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令(農林水産・国土交通一)

○電気事業法施行規則等の一部を改正する省令(経済産業二七)
 ○特定系統整備準備引当金に関する省令(同一二八)

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同一二九)
 ○経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令(同一三〇)

○鉄道に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令(国土交通二一)

○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(同一二八)
 ○独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令(同一二九)
 ○農林水産省組織規則の一部を改正する省令(同一三〇)

○ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(農林水産・国土交通一)

○電気事業法施行規則等の一部を改正する省令(経済産業二七)
 ○特定系統整備準備引当金に関する省令(同一二八)

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(同一二九)
 ○経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令(同一三〇)

○鉄道に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令(国土交通二一)

(歯科医師法施行規則の一部改正)
 第二条 歯科医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十八号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第二十二条 診療録の記載事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 病名及び主要症状(美容を目的として人の皮膚若しくは歯牙を清潔にし、若しくは美化し、身体を整えるための医学的処置、手術及びその他の治療を行う場合にあつては、患者の主訴及び希望する治療の内容を含む。)</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>第二十二条 診療録の記載事項は、左の通りである。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 病名及び主要症状</p> <p>三・四 (略)</p>

(傍線部分は改正部分)

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十三号

歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)第十八条の規定に基づき、及び同法を実施するため、
 令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令

歯科技工士法施行規則(昭和三十年厚生省令第二十三号)の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(指示書)</p> <p>第十二条 法第十八条の規定による指示書の記載事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>七 当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称、所在地及び次条第三項の歯科技工所番号 (届出事項等)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 歯科技工所の所在地の都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長)は、法第二十一条第一項前段の規定による届出があつたときは、開設者に、歯科技工所番号を通知するものとする。</p>	<p>(指示書)</p> <p>第十二条 法第十八条の規定による指示書の記載事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>七 当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称及び所在地 (届出事項)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

様式第三号 (第五条関係)

歯科技工士業務従事者届

様式第三号を次のように改める。

氏 名		性 別		年 齢	歳
住 所					
歯科技工士名簿登録	番 号				
	年 月 日				
業務に従事する場所	1 歯科技工所 (歯科技工所番号:) 2 病院又は診療所 3 歯科技工士学校又は養成所 4 事業所 5 その他				
	所 在 地				
	名 称				
備 考					

- (注意)
1. 該当する数字を○で囲むこと。
 2. 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。
 3. 「業務に従事する場所」の欄において、「歯科技工所」を選んだ者は、その所属する歯科技工所の歯科技工所番号を記載すること。
 4. 名称は各種法令の規定により届け出られた名称を使用すること。
 5. 昭和57年3月31日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年十月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の第十二条第七号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発行される指示書について適用し、施行日前に発行された指示書については、なお従前の例による。

第三条 都道府県知事（歯科技工所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長）は、施行日前に法第二十一条の規定により既に届出を行った歯科技工所の開設者であつて、同条第二項の規定による廃止の届出を行っていないものに対して、施行日の前日までに、この省令による改正後の第十三条第三項の規定の例により、歯科技工所番号の通知をするものとする。

○厚生労働省令第六十四号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十一条第一項第一号の規定に基づき、歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎
歯科医師法第十七条の二第一項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令の一部を改正する省令

歯科医師法第十七条の二第二項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令（令和五年厚生労働省令第三百三十八号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>歯科医師法第十一条第一号に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令</p> <p>(この省令の趣旨)</p> <p>第一条 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号。以下「法」という。）<u>第十一条第一号</u>に規定する、大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験（以下「共用試験」という。）に関しては、この省令の定めるところによる。</p> <p>附則</p> <p>(歯科医師法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 施行日前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下「大学」という。）において歯学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働大臣が定めるものに合格したものは、本則の規定にかかわらず、法第十一条第一号の規定により厚生労働省令で定める試験に合格したものとみなす。</p>	<p>歯科医師法第十七条の二第二項に規定する大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令</p> <p>(この省令の趣旨)</p> <p>第一条 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号。以下「法」という。）<u>第十七条の二第一項</u>に規定する、大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験（以下「共用試験」という。）に関しては、この省令の定めるところによる。</p> <p>附則</p> <p>(歯科医師法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 施行日前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下「大学」という。）において歯学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働大臣が定めるものに合格したものは、本則の規定にかかわらず、法第十七条の二第一項の規定により厚生労働省令で定める試験に合格したものとみなす。</p>

附則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十五号

歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の六の規定に基づき、歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎